

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 の目標集計について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(目標集計)

- 都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3年を一期として定めることとしており、令和3年度から令和5年度を計画期間とした第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について、各都道府県が設定した目標値の集計を行った。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、国の定める基本指針(厚生労働大臣告示)を踏まえることとなっており、同指針では、地域移行や就労等に関する成果目標を定めている。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、34の自治体(2都県、32区市町村)より第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の令和2年度中の策定が困難である旨報告を受け、都道府県としては、令和3年7月30日時点で神奈川県が計画策定途中となっている。

※【目標値】国の基本指針で定める成果目標

※【集計値】都道府県が設定した目標値を集計したもの

1. 施設入所者の地域生活への移行

■ 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値

【目標値1】 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

【目標値2】 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

令和元年度末 の入所者数 (人) (A)	地域生活移行			施設入所者数の削減					
	地域生活 移行者数(人) (B)	地域生活移行率			令和5年度末 の入所者数 (人) (C)	削減目標 (人) (D=A-C)	削減率		
		【目標値1】	【集計値1】 (B)/(A)	基本指針を満 たす都道府県			【目標値2】	【集計値2】 (D)/(A)	基本指針を満 たす都道府県
121,138 (115,709)	6,507 (6,287)	6%以上	5.2%	25	112,992	2,717	1.6%以上	2.3%	34

※A欄及びB欄のカッコ内の数字は、それぞれ令和5年度末の「地域生活移行者数」、「入所者数」を設定していない自治体の数字を除いた値

第6期障害福祉計画 ・ 第2期障害児福祉計画(目標集計)

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数に関する目標値

【目標値1】 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の平均:316日以上

地域における平均生活日数の平均	
【目標値1】	基本指針を満たす都道府県
316日以上	44

■ 入院中の精神障害者の退院に関する目標値

【目標値2】 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数

【目標値3】 入院後の退院率 3か月:69%以上、6か月:86%以上、1年:92%以上

長期入院者数		入院後の退院率					
令和5年度末 【目標値2】	令和5年度末 【集計値2 計】	入院後3か月時点の退院率		入院後6か月時点の退院率		入院後1年時点の退院率	
		【目標値3】	基本指針を満たす都道府県	【目標値3】	基本指針を満たす都道府県	【目標値3】	基本指針を満たす都道府県
10.6万人～12.3万人	13.7万人	69%以上	45	86%以上	44	92%以上	44

第6期障害福祉計画 ・ 第2期障害児福祉計画(目標集計)

3. 地域生活支援拠点等の整備

■ 地域生活支援拠点等の整備に関する目標値

【目標値1】地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備

【目標値2】機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

地域生活拠点数		運用状況の検証及び検討					
令和5年度末 【目標値1】	基本指針を満 たす都道府県	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		【目標値2】	基本指針を満 たす都道府県	【目標値2】	基本指針を満 たす都道府県	【目標値2】	基本指針を満 たす都道府県
各市町村又は各圏域 に少なくとも1つ	39	拠点毎に年1回以上	22	拠点毎に年1回以上	24	拠点毎に年1回以上	38

第6期障害福祉計画 ・ 第2期障害児福祉計画(目標集計)

4. 福祉施設から一般就労への移行

■ 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値

【目標値1】 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上

【目標値2】 うち、就労移行支援事業における一般就労への移行実績: 1.30倍以上

【目標値3】 うち、就労継続支援A型事業における一般就労への移行実績: 概ね1.26倍以上

【目標値4】 うち、就労継続支援B型事業における一般就労への移行実績: 概ね1.23倍以上

	令和元年度の一般就労移行者数(人) (A)	令和5年度の一般就労移行者数(人) (B)	一般就労移行比率		
			【目標値1~4】	【集計値】 (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県
全体	19,050	24,952	1.27倍以上	1.31	45
うち就労移行支援事業	11,372	15,235	1.30倍以上	1.34	41
うち就労継続支援A型事業	2,943	3,975	概ね1.26倍以上	1.35	43
うち就労継続支援B型事業	3,466	4,478	概ね1.23倍以上	1.29	40

■ 障害者の一般就労への定着に関する目標値

【目標値5】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する

【目標値6】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

就労定着支援利用比率		就労定着率が8割以上の事業所の割合	
【目標値5】	基本指針を満たす都道府県	【目標値6】	基本指針を満たす都道府県
70%	40	70%	46

第6期障害福祉計画 ・ 第2期障害児福祉計画(目標集計)

5. 障害児支援の提供体制の整備等

■ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【目標値1】 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する。

【目標値2】 令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

※ 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

児童発達支援センターの設置		保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	
【目標値1】	基本指針を満たす都道府県	【目標値2】	基本指針を満たす都道府県
各市町村に1カ所以上	37	全ての市町村で体制の構築	36

■ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に関する目標

【目標値3】 令和5年度末までに、各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保

中核的機能を有する体制の確保
基本指針を満たす都道府県
37

第6期障害福祉計画 ・ 第2期障害児福祉計画(目標集計)

5. 障害児支援の提供体制の整備等

【目標値4】 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保

※ 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

重症心身障害児を支援する体制			
児童発達支援事業所の確保		放課後等デイサービス事業所の確保	
【目標値4】	基本指針を満たす 都道府県	【目標4】	基本指針を満たす 都道府県
各市町村に1カ所以上	36	各市町村に1カ所以上	36

【目標値5】 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

【目標値6】 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

※ 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない

医療的ケア児を支援する体制			
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		コーディネーターの配置	
【目標値5】	基本指針を満たす 都道府県	【目標6】	基本指針を満たす 都道府県
各市町村等に1カ所以上	38	各市町村等に1カ所以上	35

第6期障害福祉計画 ・ 第2期障害児福祉計画(目標集計)

6. 相談支援体制の充実・強化等

【目標値1】 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

【目標値1】	基本指針を満たす都道府県
各市町村又は各圏域で体制確保	34

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【目標値1】 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

【目標値1】	基本指針を満たす都道府県
各都道府県で体制確保	30